

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の最大化を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、営業判断の迅速化、経営の効率化および経営チェック機能の充実に注力し、経営に関わる会議の運営、内部統制システムの運用を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
青島 勉	202,300	8.73
楠目 常男	117,100	5.06
金田 晶	70,800	3.06
塩崎 五月	45,800	1.98
中村 泰三	41,300	1.78
平 豊	41,000	1.78
河原 栄	22,900	0.99
テクノアルファ取引先持株会	19,200	0.83
横倉 弘和	18,600	0.83
高橋 由紀子	18,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	11 月
-----	------

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しており、期中を通じて会計監査が行われ、監査役は監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について、適宜監査法人より報告を受けております。

また、当社では、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置しており、業務執行の適切性・効率性の確保に努めております。監査室は監査役との会合を定期的に持ち、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査役からの助言等に基づき、内部監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
玉井純一	他の会社の出身者												○
岸田康雄	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉井純一	○	――	玉井純一氏は、総務部門での豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的な視点から当社の経営を監視すると共に、取締役会の内外において的確な助言を行っており、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員に指定しております。
岸田康雄	○	岸田康雄氏は、みずほ証券株式会社の使用人でありましたが、2010年10月に同社を退職しております。また、同社と当社の間には、当社の意思決定に影響を及ぼす取引関係はありません。	岸田康雄氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識並びに経営者としての経験に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的な視点から当社の経営を監視すると共に、取締役会の内外において的確な助言を行うことを期待し、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ付与を行っておりませんが、業績動向を勘案し、取締役報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、取締役と随時情報交換を行い、経営課題や問題点を共有するほか、様々な角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。また、毎月1回監査役会を開催し、監査役監査に関する協議を行っております。現在、監査役の意向もあり、社外監査役をサポートする専従者はおりませんが、職務を補助する人員・組織の設置を監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、適正な監査業務執行に必要なサポートを行う方針であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、法令で定められた事項並びに経営戦略及び事業計画の執行に関する意思決定機関であるとともに監督機関であります。取締役会においては、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により意思決定の迅速化およびチェック機能の充実に図り、法令・定款に定められた事項及び経営に重要な事項を幅広く議案とするとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

また、当社は、取締役会を補完するためマネジメント会議を毎月1回定期開催しております。取締役、監査役、執行役員及び各事業のグループマネージャーを構成員とし、取締役会で付議される以外の経営に関するより細部にわたる審議、報告を行い、主として事業環境の分析、事業計画、利益計画の進捗状況など情報の共有化を図り、経営判断に反映しております。

当社においては、監査役3名のうち2名が、社外監査役でありかつ独立役員であります。監査役は、取締役会および重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、社長のほか各担当取締役と随時情報交換を行い、経営課題や問題点を共有するほか、さまざまな角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。また、監査役は、毎月1回監査役会を開催し、監査役監査に関する協議を行っております。また、当社は、社長直轄の監査室(1名)を設置しており、年間を通じて内部監査規程により必要な監査を実施しております。監査室は、監査役と毎月1回の連絡会議を開催するとともに、常時連携を密に意見交換を行っております。

当社は、三優監査法人との間で会計監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は2名、監査業務に係る補助者は公認会計士5名及びその他5名であります。

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社の社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、前述のとおりガバナンス体制を構築・運用しております。当該体制により、経営監視が有効に機能していると考えていること、また売上高、人員等当社の企業規模並びに経営判断の迅速性・効率性を鑑み、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家・個人投資家向けに、決算説明動画をインターネット上にて公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家・個人投資家向けに、決算説明動画をインターネット上にて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webページにて決算短信・適時開示書類等のIR資料を積極的に掲載し、情報開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001を取得し、環境に配慮した事業運営を行っております。
その他	取締役6名のうち、1名が女性であり、管理部門(総務人事・財務経理)を管掌しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりに定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) ステークホルダーの要望に応え、健全な企業活動を継続して行う上で、コンプライアンスを重要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンス・マニュアルを作成する。社長直轄の監査室が、コンプライアンス担当部署となり、役員及び社員一人ひとりがコンプライアンスを実行するための支援・指導を行い、徹底を図る。
 - (2) 社内の規程違反、問題に関する社内通報について、公益通報者保護法対応マニュアルを準用規定し、通報窓口を監査室とする。
 - (3) 内部監査を担当する社長直轄の監査室は、コンプライアンスに関し監査を行う。
 - (4) 取締役会及びマネージメント会議の月1回開催を定例とし、各取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務を監督する。
 - (5) 監査役3名が取締役会、マネージメント会議を含む重要な会議に出席し、また取締役と随時情報交換を行い、取締役の職務執行を監査する。
 - (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会、マネージメント会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - (2) 文書管理規程を含む社内規程の改廃は取締役会の承認を要する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 市場リスク管理方針規程、市場リスク管理施策規程に基づき取締役会が毎事業年度初めに年間の市場リスク施策を決定し、管理グループが管理にあたる。実行結果は毎月管理グループマネージャーが取締役会に報告する。
 - (2) IT社内ルール、セキュリティ・マニュアルに則り、情報システムやその他の安全性対策を適切に実施する。
 - (3) 内部監査担当の監査室及び監査役がそれぞれの監査においてその他リスクを感知察知する場合は、代表取締役に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 企業価値の最大化を図る観点から、営業判断の迅速化、経営の効率化を進め、経営のチェック機能の充実及び適時適切な情報開示を行うことを目的に定時取締役会を月1回開催し、重要案件があれば臨時取締役会を開催する。取締役会は、経営戦略、事業計画の執行に関する最高の意思決定機関であり、取締役の職務執行の監督を行う。
 - (2) 社長、各営業グループマネージャー、管理グループマネージャー及び監査役が出席するマネージメント会議を月1回開催する。取締役会で付議される以外の経営に関する、より細部にわたる審議、報告を行い、主として事業環境の分析、事業計画、利益計画の進捗状況など情報の共有化を図り、経営判断に反映させる。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に基づき、当社とその子会社は、統一された経営理念と基本方針に従い、綿密な連携を保つ。
 - (2) 当社の取締役又は監査役等が、子会社の業務の適正を監視する。
 - (3) 当社と子会社との連絡会議において、子会社の代表取締役による経営に関する報告並びに当社の指導・監督を実施する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数等を監査役と協議の上、人員を配置する。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で補助業務を行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制及びその他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会規程、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、監査役は重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、代表取締役をはじめとする取締役と随時会合を持ち、経営方針を確かめ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、公益通報者保護法対応マニュアルに基づき、公益通報があったとき及び社内の規程違反、問題に関する社内通報があったときには、監査役に報告する。
 - (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (4) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとする。
 - (5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還を請求した際は、明らかに監査役の職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、すみやかにこれに応じることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

